

国立歴史民俗博物館リサーチアシスタント取扱細則

〔平成20年10月28日〕
〔歴博規第73号〕

一部改正 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、人間文化研究機構リサーチアシスタント取扱規程（平成16年11月15日人間文化研究機構規程第76号）第9条の規定に基づき、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）におけるリサーチアシスタント（以下「RA」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 RAの職務は、博物館の各種研究及び事業プロジェクト（以下「研究プロジェクト等」という。）を推進するため、指導・助言を行う研究教育職員（以下「受入教員」という。）の下で行う研究補助業務とする。

(選考)

第3条 RAの選考は、博物館が行う研究プロジェクト等の受入教員が別紙様式1により推薦した者のうちから、研究推進センター会議の議を経て、館長がこれを行う。

(施設等の利用)

第4条 RAは、当該研究プロジェクト等遂行のために、博物館内の施設、設備及び文献その他の資料等を利用することができる。

(研究成果報告)

第5条 RAは、受入期間終了時に、受入教員を通じて、別紙様式2の研究成果報告書を館長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この細則に定めるもののほか、RAの受入れに関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成20年11月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この細則の改正は、平成27年4月1日から実施する。

(契約期間の経過措置)

2 この細則の実施日前に有期労働契約を締結した者のうち、通算して3年を超える雇用契約期間の延長が必要であると館長が特に認めた場合は、通算して5年を超えない範囲で更新できるものとする。